

関係につきましては、児童数の減少に伴いまして保育園の措置児童も減少しております。しかし、この中で一番減少しているのが無認可保育所で、福生には二カ所あります。これは大体定数の半分、五〇程度がいま入所ということになっておりますので、まずこういった一時保育につきましては、そういう施設を利用いたしまして、これは施設の長とよく協議いたしましてこの利用を考えていく。

さらに、認可の保育園につきましても減少傾向にありますので、これらについても一時保護ができるような協議態勢に入りたいというふうな対応を考えておりますので、一応そんなような内容でございますので、御答弁を申し上げます。以上です。

○市民部長（古谷正夫君） 駐輪対策でございますけれども、五十九年までの撤去状況というふうなことでございますけれども、この撤去いたしますのは上半期でございましたが、一定期間を周知いたしましたして撤去させていたただいておるわけでございます。回数といたしましては、上半期三回ほど撤去いたしまして、それで、その中にミニバイクも含まれているか

というふうなことでございますけれども、ミニバイクにつきましても含んでございします。

それで、上半期の撤去いたしました実績でございますけれども、自転車が三百二十八台、バイクが五台というふうなことで、計三百三十三台撤去いたしました。

今後、この放置自転車につきましては、市民にも非常に迷惑がかかるわけでございますので、積極的に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

○総務部長（浅見裕康君） 駐輪場関係の用地の交渉の関係でございますけれども、市長が余り行っていないのではないかと、いうふうな御指摘のようでございましたけれども、ほとんどこれは担当部として、それぞれ根回しとかいろいろなことをさせていただいております。非常に問題がむずかしいのだというふうな点について特別にお願いしているというふうなようなシステムをとっております。

一応市長は、駐輪場の土地に限らず、総括的に地主さんを回ってい

ただきまして、用地を市で取得したいという節には、絶大な御協力を賜りたいというような趣旨で一応お伺いをしているというようなことが実情でございます。

駐輪場については、確かにいろいろ検討はしてきているわけでございますが、いずれにしても、料金その他も、土地代の高いということも一つの原因でございますけれども、なかなか駅前というようなことで、時間その他の関係もその中に含まれまして、進んでいないというようなことでございまして、さらに鋭意努力して、実現可能なような手法を考案した中で、また地主さんと折衝していただきたいというふうに考えております。よろしくお願い申し上げます。

○十三番（小野沢 久君） 人間ドックの関係になりますけれども、いまの老人保健法の一般診査の拡大ということで御答弁をいただきましたけれども、これはお隣の羽村がやっているわけでもございまして、これは総額の二分の一を町が負担をしている方法で、大体一回が五万九千円かかるので、二分の一を町が負担をして、大体年間予算が二百二十三万ぐらいを計上

しているわけでありまして、いまのその答弁でいきますと、X線と血液検査を入れていきたいということでありまして、そうしますと予算もかかるわけでもございまして、予算的には老人保健法の枠になってくるのか、一般会計の枠になってくるのか、そちら辺の関係と、この血液検査すれば大体肝臓や腎臓の関係もわかると思いますけれども、その辺のところはこれでチェックできるのかどうか。

それともう一点、検査データーのことなんですけれども、個人個人を検査するわけですので個人カードみたいなものをつくると思わなくては、それが各個人に一部ずつ渡ってあれば、医者にかかるときにそれを持っていけば、医者としても判断が非常にしやすくなるわけでありまして、その辺の個人データーの個人への配付などはどのようなになっているか。以上の点を再度お願いいたします。

次に、緊急時の一時保育。無認可保育の関係が、定数が半数になっているというところでありますけれども、五十六年のときの定例会での一般質問でも、収容しきれない部

分については、市内に二カ所ある無認可保育施設に振り向けるようにしたいという答弁をいただいておりますけれども、これは東京都の補助金をもらってやっているわけではありません。それなりの設備になっていると思えますから、どういう形にしても、緊急時に一週間でも一カ月でも預かっていただける所ができれば、私としての要望は達成できるわけでありますけれども、この辺のいままでこういう二カ所ある保育室ですか、これを実際にいまの処置段階で紹介をしていたかどうか。

それと、今回こういう形で話がうまくいって、そういう部分が無認可保育でできるということになれば、PRの方法等もありますので、その辺のPRの考え方、見通し等についてもお願いをいたします。

#### 次に、市営霊園の関係。

いま数を聞いて大変びっくりしたんですけれども、計画も入れて二千八百五十五区画ということで、大変少ないという気がしたんですけれども、将来において非常に大きな問題になります。いま市長は広域圏という形で調査をしたいということでございますけれども、広域圏で逃げられてしまうと

何か手の届かない所へ行ってしまうような気がするんですけれども、私もここ二件ばかり他の市にたまたま知り合いがありましたのでお世話をした経過もあるんですけれども、市民相談室にもこういう相談が来ているのではないかと思いますけれども、実際にあるかどうか。過去に市民相談室に墓地の件で相談が来ているかどうか。ありましたらお願いをいたします。

それと、これは市長には特に新しい問題ということで、また別な機会にでも質問をしてみますので、何とか具体的に福生市営霊園というものができるといふように取り組んでいただきたいということと、この件に関しては要望いたしておきます。

次に、ごみの問題ですけれども、施設の改善を考えているということでございますので、事故の起きる前に早急に取り組んでいただきたいと思います。これはこれで終わります。

次に、節水の関係なんですけれども、どうもその施設によってちぐはぐになっている点がありますので、節水という見地からある程度統一し

た形でやっていく必要があるんじゃないかと思ひます。

また、管径にいたしましたも、五十ミリ、四十ミリ、三十ミリ、それぞれえらく基本料金も違ってきますので、本当に四十ミリが必要なのかどうかという点を、この件は再検討していただきたいと思います。

それから、これから水のリサイクルについても考えていかなくてはいけない時期でありますので、特に行政としては、こういう面では民間より進んだ段階で取り組んでいただきたいと思いますので、この辺のりサイクルに対しては要望をいたしておきます。

次に、駅東口の関係なんですけれども、撤去の回数が三回、三百二十八回、非常に少ないという事は、朝来て置いていって、夜には乗って帰るという人が相当あると思います。それでこういう数字なのではないかと思うんですけれども、いずれにしても、美観と安全の面から言っても、非常に現状は厳しい状況でありますので、とにかく駅に近い所でないという意味をなしませんので、市長さんに粘り強い交渉をしていただいて、ある程度の期限を設けまして、御了解いただけない場合には、さっき言ったように一方

通行か、あるいは屋根をつけた上に置くような形をとっていただきたいと思います。

思いますので、この辺は要望いたしておきます。

それと、Yナンバーの対策なんですけれども、これは特に市長さんの

名前で基地の関係の方に要望していただきたいと思いますので、この件については市長さんにやっていただけるかどうか、もう一度お答えをお願いをいたします。以上です。

○市長（田村匡雄君）

自席からお答えいたしますが、いまのYナンバーの駐車の件でございますけれども、この件につきましては、前にも指令官の方へいろいろお話をしておりますし、また、中の新聞等にも出しているただきまして、交通の違反、あるいは交通安全ということを徹底してさせていただきますので、また機会がありましたら、また一応申し込みをするなり、あるいは新聞等に出させたいと思ひますのでよろしく願ひいたします。

○福祉部長（生子国利君）

先ほどの二点の関係でございますが、老健法の関係では、一部負担がありますけれども、拡大部分については私費負担がほとんどだと思います。

それから、検査の結果によっては、その内容が全部わかるかということ  
は、御説のとおり全部できます。  
それから、個人データの配付ですが、これは健康手帳に記載されま  
すので、これをもってかえられると思います。

それから、二点目の一時保育の関係でございますが、市側としてその  
ような緊急事態の発生場合には、紹介はいたしております。  
なお、それらの処置については、今後十分検討、協議いたしまして、  
その結果によっては、施設の長がオーケーすればPRは広報等をもって  
処置すべきだと思います。以上です。

○企画財政部長（内田和雄君） 霊園の件で市民相談に何件来ているかとい  
うようなことですが、いま調べたところによると、ここ二年ぐらいで二件ほ  
ど御照会があったようでございます。

○十三番（小野沢久君） 以上で終わりますけれども、いま特に市長の答  
弁で、Yナンバーの対策なんだけれども、機会がありましたらということ  
はなくて、機会をつくっていただいて何とかお願いをしたいと思っております。

この件だけは強く要望して一般質問を終わらせていただきます。ありが  
とうございました。

○議長（田村市郎君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。よって本日はこれを

もって延会することに決定いたしました。

なお、次回の本会議は、十二月十一日午前十時から開きます。

本日はこれをもって延会いたします。

午後四時五十一分 延会

それより、検査の結果によつては、その内容が全部わかるかといふことは、御説のとおり、人主部でございます。……  
……個人でしるの配付ですが、これは建屋手帳に記載されて……  
……すのて……  
……千代田朝堂……  
……本日お……  
……本國の……  
……田村市……  
……金融財政部……  
……

写

福総庶発第二千四百七十五号

昭和五十九年十二月三日

福生市議会議長

田 村 市 郎 殿

福生市長 田 村 匡 雄 印

昭和五十九年第四回福生市議会定例会の招集について

昭和五十九年十二月三日付け、福生市告示第五十五号（別紙参照）をもつて、昭和五十九年第四回福生市議会定例会を招集したので通知します。

写

福生市告示第五十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和五十九年第四回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

昭和五十九年十二月三日

福生市長 田 村 匡 雄 印

一 期 日 昭和五十九年十二月十日  
二 場 所 福生市議会議場

陳情第五十九一六号

衆議院議員定數格差は正に關する陳情書

東京都多摩地区の人口は、三百二十九万九千人（昭和五十九年三月三十一日現在の住民基本台帳人口）で、日本の総人口、一億一千九百三十一万六千人に占める割合は、二・七七％です。衆議院議員総定数、五百十一人を人口比率で配分すれば、福生市を含む東京都多摩地区（東京七区及び東京十一区）の配分基数は、十四・一三人になります。しかるに、議員定数は、八人（東京七区四人、東京十一区四人）で、一・五七％しか配分されておられません。

このような、人口に比例しない定数配分では、東京都多摩地区の民意は、人口の割には国会に反映されません。このことは、甚だしく公平の原則に反しております。

最高裁大法廷は、昭和五十五年六月執行の衆院選挙について、選挙は「合憲」としたものの、議員一人当たりの有権者数の最大格差が一对三・九四に達した投票価値の不平等は、憲法上の選挙権平等原則に反し、「投票価値の格差は違憲」としています。また、国会に對し、できる限り速やかに改正することを強く要請しております。

大正デモクラシーの成果として、大正十四年の衆議院議員選挙法の改正で、男子普通選挙制度が採用され、また、戦後、女性にも参政権が認められ、普通選挙制度が確立しましたが、唯一の差別として、一票の価値の格差が残っております。即ち、居住場所を異にする

ることによる差別です。

選挙制度は、民主主義社会の根幹をなすものです。歪んだ選挙制度の下では、健全な社会の進歩、発展は望めません。

「平等な一票」を実現して、民主主義社会の盤石の基盤を確立するため、福生市議会が、地方自治法第九十九条第二項の規定により、内閣総理大臣及び自治大臣に、現行総定数枠内で、議員定数を人口比例によつて配分するよう、意見書を提出することを陳情いたします。

昭和五十九年十月十九日

国分寺市東戸倉二―二―一六

佐 竹 勝 義 印

福生市議会議長

田 村 市 郎 殿

